

求職者が明らかな自己都合によって退職または契約解除した場合は、受領した当該求職者分のコンサルティングフィーの一部を以下の要領で求人企業へ返還するものとする。

コンサルティングフィーのうち、未受領額がある場合には、以下返還額と相殺するものとし、相殺後にも残高がある場合には、求人企業は弊社に対し、当該残高を支払うものとする。

業務開始日から起算して 30 日未満 : コンサルティングフィーの 100%相当額

業務開始日から起算して 30 日以上 90 日未満 : コンサルティングフィーの 50%相当額